

江戸時代の雅楽の伝承

— 楽壇と楽人のアイデンティティの観点から —

寺内直子

はじめに

この論文は、江戸時代の雅楽について、楽壇という視点を用いて、地域や「家」という単位より細かい、あるいはそれらを重層的にまたぐ、楽人のアイデンティティの存在を指摘することを目的とする。本稿ではさしあたり、「楽壇」を演奏の機会と参加者によって規定される脈絡、「アイデンティティ」を楽人が何らかの点において同じ集団に属すると認識する帰属意識と定義しておく。

周知の通り、雅楽の伝承は平安時代の中頃から地下官人の世襲的な職掌として伝承されるようになった。楽人は京都、南都、天王寺の三箇所に必要な集団を作り、京都方の楽人は御所や都の周辺の寺社、南都方楽人は興福寺、春日大社、東大寺など、天王寺方楽人は、四天王寺、住吉大社などの諸行事で雅楽演奏を担って来た。慣例的にこの三地

表1 楽家の専門一覧

| | | |
|-----|------------------|-------------|
| 京都 | 多 | 右舞、神楽歌、和琴、笛 |
| | 豊原（豊） | 笙 |
| | 安倍 | 篳篥 |
| | 大神（山井） | 笛 |
| 南都 | 狛（上） | 笛、左舞 |
| | 狛（辻） | 笙、左舞 |
| | 狛（芝）* | 笛、左舞 |
| | 狛（奥） | 笛、左舞 |
| | 狛（窪／久保） | 篳篥、左舞 |
| | 狛（東） | 笙、左舞 |
| | 大神（中、喜多、乾、西京、井上） | 右舞、笙、笛 |
| 天王寺 | 玉手（藤井、後藤） | 打物、右舞 |
| | 太秦（蘭） | 笙、左舞、右舞 |
| | 太秦（林） | 笙、右舞 |
| | 太秦（東儀） | 篳篥、右舞、左舞、笛 |
| | 太秦（岡） | 笛、左舞 |

* 江戸時代初期に「藤原」姓を賜る

域を「三方」、世襲的な楽人の家柄を「楽家」と呼ぶ。各楽家は、それぞれ楽器や舞の専門を分担して伝承した¹⁾（表

京都方は、多氏、豊原氏、安倍氏、大神氏の四氏があり、異なる専門を分担していた。南都の狛氏は平安時代から禁裏の行事にも参加したが、その場合はもっぱら左舞を受け持った。⁽²⁾南都の中で合奏する場合は、各家が楽器、舞を分担した。南都の大神氏（右舞）、玉手氏（打物）は南都の行事だけに参加した。天王寺の大秦氏には四家あり、同様に楽器を分担した（舞は全家で分担）。天王寺楽人は中世までは、比較的独立して活動していたが、一六世紀末から京都の行事にも常時出仕するようになった。⁽³⁾

この三方の楽家の伝承について、しばしば、家の伝承は他家に漏らしてはならず、親から子へ連綿と伝承されて来た、と説明される。しかし、このような状態が担保されるのは、各家が有能な男子に恵まれて父から子へ滞りなく相伝が行われ、楽家毎の専門が美しく棲み分けられている場合である。実際には男子を授からない、あるいは後継者がいても事故や戦乱で失うこともある。そのため、技の習得のために他家の楽人に弟子入りすることは少なくなく、多くの旧家がそうであるように、楽家も養子によって存続して来た。子弟関係や養子縁組の状況は、一六世紀末、中世の戦乱で荒廃した京都の雅楽を立て直すために、南都と天王寺の楽人数名が京都移住を命じられて京都の楽人と合奏するようになって以降、一層複雑になった。というのも、

京都では同じ楽器を三方の異なる家の楽人が合奏することになり、⁽⁵⁾また養子縁組は、同族どころか、頻繁に三方さえ越えて行われたからである。

また、この再編により、南都方と天王寺方には「在京」と「在南」「在天」の家が生じた。南都方では、狛氏のうち上、辻、奥、窪（久保）家は京都に進出、芝、東家は南都に留まった。⁽⁷⁾一方、天王寺方は全家京都に進出し、「在京」と「在天」の系統に分かれた。このような状況は、たとえば、同じ天王寺方でも、在天と在京では、ふだん参加する演奏機会が異なるという事態を生み出す。演奏機会や楽人の顔ぶれが異なれば、音楽的なスタイルも異なるのは普遍的な現象である。

このような背景を鑑みると、江戸時代において「家の伝承」、三方ごとの「地域の伝承」が確固として存続するのはほとんど不可能のように思われる。そこで本稿では、存続したか否かという二択の単純な議論ではなく、むしろ、家の伝承、三方の伝承は、交差、迂回、場合によっては融合変化しつつ伝承されるのが常態であり、さらに、奏楽の機会や顔ぶれによって成立する、「家」や「三方」より細かく多様な単位の「楽壇」が存在していたことを一九世紀の楽人日記から描き出そうと思う。楽壇という概念は、江戸時代の唱歌の楽譜を分析した拙稿ですでに部分的に使用

したが、本稿では、さらに、京都と南都に住んでいた二人の楽人の活動を比較しながら、幕末の諸行事の種類や参加者を分析する。

本稿で資料とするのは、南都方楽人・芝葛房（二八一三～一八七三）の日記⁽⁹⁾と、在京天王寺方楽人・東儀文均（二八一三～一八七六）の日記⁽¹⁰⁾である。文均は実は南都芝家の生まれで、在京天王寺方楽人の東儀文暉の養子となり、後には天王寺方楽人の文信の養子となった⁽¹¹⁾。そのため、文均は天王寺方でありながら、天王寺在住の楽人より京都在住の楽人との活動の機会の方が日常的に多かった⁽¹²⁾。一方、文均の実家であった南都の芝家は四流あり、いずれも南都在住であった⁽¹⁴⁾。葛房は本家の嫡流である。葛房と文均では、奏楽の機会や顔ぶれはどのように異なるのか。ここではまず南都在住の葛房の日記から、幕末の南都の行事や楽壇の状況を考察してみよう。

一、南都方楽人の音楽活動の場

——芝葛房の日記から——

南都方楽人が奏楽や舞楽を行う行事には、年代によって違いもあるが、大きく分けて、①大規模な宮中行事、②三方及第の練習と本番、③氷室神社、春日大社、東大寺等における恒例行事、④興福寺大乘院、山村御殿などにおける

楽会、⑤その他、法花寺等の神社における恒例、臨時の出張奏楽、⑥南都楽家の行事、などがある。このうち、京都南都、天王寺の三方が集まって演奏するのは、①と②だけで、その他はだいたいの南都方一方の楽人だけで行う。南都方一方の行事の場合、在京の楽人も南都に下向して在南楽人と共同で行う行事は③、在南楽人だけで行うのが、④と⑥となる。

①大規模な宮中行事

ここには、正月、宮中で行われる踏歌節会（二六日）や舞御覧（一九日頃）がある。在天、在南も含め、三方すべての楽人が参集する。葛房日記、弘化元（一八四四）年一月一六日条の踏歌節会を見てみよう。

同半剋、国栖上近興終テ直ニ舞人楽人左長楽門ニ屯ス。治部省官人先進、頓テ、陣座辺より官人来テ、治部省ニ向テ立楽参レト仰。治部省一揖、応召テ、双調調子始。春庭楽ヲ吹テ左「左長楽門 右永安門」右ヲ入テ連進。上衆先也。南庭ニ至、左右向合ニ立並テ、止樂。右方ハ雅楽寮、先進。則助、季良朝臣也。省寮ハ北面ニ立。〔内は原文割注、句読点寺内補〕

踏歌節会は平安時代から知られる宮中の行事である。楽人は、踏歌節会には、「国栖（奏）」という笛の演奏と、立

楽、それに舞楽を担当する。「国栖」は笛の独奏、立楽は治部省、雅楽寮の官人、楽人・舞人らが承明門の左右の掖門である長楽門と永安門から参進する時に演奏される音楽で、曲目は〈双調調子〉と〈春庭楽〉である。右にあげたのは「国栖」から立楽までの記述である。これに続いて舞楽が行われた。舞楽は〈萬歳楽〉〈延喜楽〉〈賀殿〉〈地久〉など、年頭を寿ぐ祝儀の演目が演じられた。

葛房日記によれば、この時の楽人参勤者は次の通りで、五〇名程度である。⁽¹⁵⁾このうち、南都方の楽人を□で、天王寺方は傍線で示した。京都方はそれ以外である。南都楽人のうち、在南は芝葛雅、葛房、窪近繁だけである。南都方の楽人は、いずれも、左舞の舞人、もしくは左方の管方（舞楽の伴奏）を勤めている。これに対して、天王寺方は右方の舞人もしくは管方を勤めている。

国栖 □上近興

左…奥好文 □高筈 □窪近俊 □則賢 □葛房 □

近拙

右…林廣就 東儀文均 東儀文秀 多久住 東儀文

静 多忠彦

管方

左 笙…近敦 □近信 多忠愛 豊原陽秋

篳篥…安倍季良 安倍季随 □近繁 多忠節

安倍季光

笛…芝葛雅 □上近興 大神基孚 豊原徳秋 多

忠誠

一鼓…窪近瀧 太鼓…奥好文 鉦鼓…則賢

右 笙…蘭廣勝 林廣範 林廣治 蘭廣名 豊原胖

秋

篳篥…多久頭 東儀季誕 多忠以 安倍季嗣

笛…岡昌億 東儀如壽 大神景典 多忠壽

岡倫秀 多忠元

二鼓…林廣濟 太鼓…東儀俊壽 鉦鼓…東儀季

熙

踏歌の数日後には、宮中の南庭で天皇が舞楽を御覧になる舞御覧が行われた（この年は一月三日）。例年、曲目はほぼ決まっております、この年は〈振鈴〉に続き、

左…賀殿、抜頭、桃李花、太平楽、甘州、春庭花、陵

王（童舞）

右…延喜楽、還城楽（童舞）、登天楽、陪臚、林歌、

白濱、納蘇利

が舞われた。踏歌の時よりも舞楽の数が多く、従って参勤の人数も七〜八〇名に増える。南都方が左方、天王寺方が

右方を担当するのは踏歌節会の時と同様である。右の例では、左方の〈陵王〉と右方の〈還城楽〉は子供が舞う「童舞」であったが、〈陵王〉を舞った辻則察（一八三二—一八六三）は、日記の著者・葛房の姉のお愛が在京南都方辻近信に嫁して生んだ葛房の甥であった。葛房自身は、〈抜頭〉と〈甘州〉の舞人をしている。

さて、在南の楽人は、このような大規模な行事には、最低一泊で上京する必要があった。正月の踏歌と舞御覧のように、接近した日程で行事がある場合は、連泊する必要がある。だいたい在京の親戚の家に宿泊した。たとえば右の弘化元年正月の場合、葛房は一五日に芝葛雅、窪近繁とともに南都を出立、途中、玉水（京都府綴喜郡）や長池（京都府城陽市）で休憩しながら、小倉から巨椋池を渡る沼舟に乗船した。途中で日暮となり、伏見の豊後橋の宇治屋に一泊して、翌日、御所の東側、荒神口付近の辻伯耆守近信宅（百万遍屋敷の一画）に着いた。一六日の夜から参内して踏歌節会に勤仕した後、次の二二日の舞御覧までしばらく間があったため、舞楽の稽古、在京の親戚廻り、「下辺」への買物等を行った。二二日の舞御覧が終った翌日、二三日卯刻、京都の近信亭を葛雅とともに出立、途中、大仏（方広寺）前で窪近繁と合流、三人で下向した。小倉で乗船、長池で中食、そこから三人で駕籠に乗り、酉刻帰宅した。

②三方及第の練習と本番

三方及第（御用会ともいう）は楽人の技量認定のための試験で、三年ごとに開かれる。寛文五（二六六五）年が初回で、最後の及第会は慶応四年（一八六八）年であった。志越、平調、双調、黄鐘、盤渉、太食の六調子の楽曲各五〜七曲を課題曲に、調子ごとに日を改め、三方の受験者の管楽器の技量が審査される。審査員は三方から八名ずつ出て、公平を期すため、自分の地域の受験者の採点は行わない。投票は「入札」といい、受験者一人につき、満票が一六票となる。過半数票を獲得すると合格となったようである。試験は笙、箏、篳篥、笛の二管通りに太鼓、鞆鼓を加えた形式で行われた。「新入」の者が試験に受かると「中芸」、中芸の者がさらに試験に受かると「上芸」に昇進する。及第すると「中芸料」「上芸料」という技能給がもらえる⁽¹⁷⁾。葛房は、弘化四（二八四七）年に笛で「新入」として初めて受験し、一一票を獲得して中芸に昇進した。次の嘉永三（一八五〇）年の三方及第では中芸から上芸に昇進した（一一票獲得）。ちなみに、葛房は初受験の三年前、天保一五（一八四四）年八月の及第会（双調と黄鐘調の分）を、わざわざ上京して見学している。

③ 氷室神社、春日神社、東大寺等の恒例行事

氷室神社は、狛氏全体の氏神であると同時に、南都楽所の本拠地である。楽人の大神氏（中、喜多、乾、西京、井上などに分家）がその神主を勤めていた。また、春日大社は藤原氏の氏神であり、古来より朝廷の崇敬も篤い大きな社である。南都の楽人は、この二社との結びつきが強く、毎月一日、一日、二二日には両社に欠かさず社参し、神供奏楽を行っていた。これを「句之儀」「句祭」などと呼んでいる。

氷室神社は南都楽所庇護の神社であり、この神社に一蔵所という機関を置き、南都楽人の管理一般を行っていた。また、蔵で楽器や装束なども保管していた。その氷室社の最大の祭礼が九月一日、二日にわたって行われる盛大な舞楽会・氷室祭である。嘉永三（一八五〇）年の演目と配役は以下の如くである。傍線は在京楽人で、行事のために南都に下向した者を表す（「」内は原文割り書き）。

九月一日

奉幣 「神主」 喜多是狼 伝供 「一越調々子」 十天
 楽 「左右同音」

御馬走

東遊 「西京是陽 中秀眺 藤井国寧 後藤国典」

陪従 「多忠誠 窪近俊 上眞節」

萬歳楽 「奥好学 奥好文 久保光張 芝葛忠」

延喜楽 「窪近廣「補」 喜多是狼 中章愛 喜多是

喬」

賀殿 「同人」

登天楽 「同人」

陵王 「窪近廣」

納曾利 「中章愛」

退出 長慶子

左右管方 「両楽屋也」

笙 辻則賢 辻近陳 東友秋

箏 窪近繁 窪近俊 久保光亨

笛 上近済 芝葛房 芝葛高 上眞節

鞆鼓 奥好古 三鼓 辻近敦 太鼓 藤井国福

藤井国寧

鉦鼓 後藤国典

九月二日

先小乱声 伝供 「二越調調子」 十天 楽 「左右同音」

振鈴 「三節」 喜多是狼 芝葛忠

萬歳楽 「久保光張 芝葛忠 窪近廣 東友秋」

延喜楽 「喜多是狼 中章愛 喜多是喬」

散手 「久保光張」

貴徳〔中章愛〕

中央楽〔芝葛忠 上真節 東友秋 久保光張〕

新鞆鞆〔喜多是狼 中章愛〕

春庭花〔久保光張 芝葛房 芝葛高 奥好學〕

林歌〔同人〕

陵王〔窪近廣〕

納曾利〔中章愛〕

下り楽 胡飲酒 退出〔太食調々子〕長慶子

左右管方

笙〔左音頭〕辻則賢〔右音頭〕辻近陳

篳篥〔左音頭〕窪近繁〔右音頭〕窪近俊 久保

光亨

笛〔左音頭〕奥好文〔右音頭〕上近濟

鞆鼓奥好古 三鼓辻近敦 太鼓藤井国福 藤井

国寧 鉦鼓後藤国典

一日目(九月一日)は、奉幣、伝供、御馬走、東遊があり、神事の性質がより強い。舞楽は左舞(萬歳楽)(賀殿)(陵王)、右舞(延喜楽)(登天楽)(納曾利)の三番(計六曲)である。これに対して、二日目は、奉幣、御馬走、(東遊)は無く、その代わり、舞楽の演目が五番(計一〇曲)に増えている。

楽人の顔ぶれを見ると、傍線を付した上、辻、奥、窪

(久保)など京都在住の楽人も下向して勤仕していることがわかる。逆に、宮中行事にはほとんど顔が見えない東(狛氏)、中、喜多(大神氏)、藤井、後藤(玉手氏)などの南都の楽家が多数見える。特に大神氏は右舞や東遊の舞人として活躍している。興味深いことに、京都の近郊の神社の東遊は狛氏から舞人を出すのが、南都の東遊では、大神氏、玉手氏が舞人を出している。東遊の陪従の中に京都方の多忠誠の名が見えるのは、東遊の和琴演奏が多氏の独占傳承であったからである。管方を見ると、全体の人数はそれほど多くないため、左右の舞楽をどちらも全員で演奏したと考えられる。ただし、九月二日の記述にある通り、音頭(管楽器の主奏者)は左舞と右舞で分担したようである。⁽¹⁹⁾

さて、春日大社の祭では、二月と一月の年に二回行われる春日祭と、一月に行われる春日若宮おん祭が特に重要である。おん祭は雅楽以外にも多様な芸能を含む一大スペクタクルだが、雅楽の楽人にとっても氷室祭と並んで重要な行事であった。葛房は、嘉永三(一八五〇)年のおん祭の中心部分・御旅所祭の演目と演者を次のように記している(一一月二七日条)。傍線は在京の楽人である。

奉幣〔日使葛鎮代〕葛忠〔祓詞若宮神主〕千鳥三位
祐成

伝供〔壹越調調子〕十天楽 左右奏ス

御馬走

東遊 「喜多是喬 中章愛 中秀暁 喜多是陽」

陪従 「哥」多忠誠 「筆父代」久保光張 「笛父代」

上眞節

萬歳樂 「芝葛忠 奥好學 東友秋 辻近陳」

延喜樂 「窪近廣 喜多是狼 中章愛 喜多是喬」

賀殿 「同人」 地久 「同人」

陵王 「辻近陳」 納曾利 「中章愛」

散手 「奥好學」 貴徳 「喜多是狼」

相撲立合 「中章愛」 藤井国福 藤井国寧 後藤国

典

拔頭 「予」 落蹲 「喜多是狼 中章愛」

左右管方

笙 「左音頭」辻則賢 「右音頭」東友秋

箏 窪近習 窪近繁 「左音頭」窪近俊 久保光

亭 「右音頭」久保光張

笛 上近興 「右音頭」予（芝葛房） 「左音頭」

上眞節

鞆鼓 奥好古 三鼓 辻近敦

太鼓 藤井国福 藤井国寧 鉦鼓 後藤国典

水室祭と似た構成で、奉幣、伝供、走馬、東遊があった後、舞楽がある。参加者についても、水室祭と同様、在京

楽人が南都に下向して勤仕している。左舞は狛氏、右舞と東遊は大神氏が演じている。

なおこの他、南都で幕末まで保たれた珍しい演目として伎楽を紹介する。伎楽（古記録では「妓楽」とも）は、七世紀に百済人の味摩之が大和の桜井で少年たちに教習したのが始まりとされる仮面無言劇である。鎌倉時代の楽書『教訓抄』⁽²⁰⁾巻第四「妓楽」によれば、治道、獅子児、獅子、大孤父、大孤児、呉王、呉女、迦楼羅、婆羅門、金剛・力士、崑崙、醉胡王、醉胡従など多数のキャラクターが登場し、笛、鉦（銅拍子）、呉鼓の伴奏で無言劇を演じた。奈良時代、平安時代には諸寺の法会で盛んに行われたが、鎌倉時代以降の歴史はよくわからない。南都では幕末まで細々と東大寺や興福寺の仏生会で行われていたようである。葛房日記には、四月八日の東大寺仏生会の伎楽の様子が記されている。大衆出仕（諸僧入場）の時に笛の（乱声）、法会の進行を司る導師が高座に登る時（三台急）、諸僧が散華行道する時に（抜頭）が演奏される。さらに錫杖が唱えられ、笛の伴奏で伎楽の道行となる。最後に導師が高座から降りる時に（長慶子）が演奏される。嘉永三年の当日の配役は左の通りである。

妓楽方 笛…上近興

舞…喜多是狼 中章愛 藤井国福 藤井国寧

附楽方 鞀鼓・窪近繁 笛・予(芝葛房)

篳 久保光亨 篳 東友秋

楽頭代・窪近廣 藤井国福 後藤国典

右の記述から、多数のキャラクターが登場する奈良、平安時代の面影はすでに失われ、笛の伴奏で舞人が道行をする簡素なものだったことがわかる。参勤の人数は少ないが、やはり、在京楽人の上近興⁽²⁾が南都下向している。

このほかの恒例行事として、東大寺の修正会の奏楽、二月堂の二月一八日、五月一八日、九月一八日(観音縁日)の奏楽があり、手向山八幡の三月一五日の太々神楽にも附楽があった。これらの小規模な奏楽は在南の楽人が出勤して行った。

④興福寺大乘院、一乘院、山村御殿等における楽会

興福寺大乘院や山村御殿(円照寺)等における楽会は、南都における、楽人より高位の身分の権力者によって催される私的な演奏会である。これらは、祭祀や法会等の儀式のための奏楽、舞楽ではなく、貴人が雅楽を演奏し、楽しむことに目的がある。今日で言えば、さしずめ裕福な知識人層が開くサロンコンサートと言ふべきものである。在南楽人が数名勤仕して助演した。

興福寺大乘院は、一乘院と並んで興福寺中最も勢力のあ

る塔頭である。中世に比べれば見る影もないとはいえず、幕末まで九一四石の勢力を保っていた。門跡はだいたい五摂家から迎え、葛房の頃は、隆範(鷹司輔平男、一七七七〜一八二九)、隆実(鷹司政熙男、一七九一〜一八三二)、隆温(二条治孝男、一八一〜一八七五)と続いた。葛房日記には、「光明寺殿」、「大門様」などとしてしばしば登場する。大乘院の楽会は、その時々的大门様が音楽好きかどうかによって頻度が異なる。たとえば、葛房若年の折の大門様・隆範大僧正は音楽好きで、しばしば楽人を召して演奏させ、自らも演奏した。葛房日記、文政一〇(一八二七)年を見ると、二月二六日「光明寺様御楽」に参上し黄鐘調の数曲演奏、八月三日、光明寺様が成田家に御成になり、そこで楽を五曲演奏、九月一六日、光明寺殿で盤渉調を数曲演奏、一月三日、光明寺様が西大寺に参詣し、そこで壹越調を数曲演奏した由が見える。さらに文政二一(一八二九)年の葛房日記によると、一月九日、一月一〇日、三月二七日、四月一五日、五月七日、五月二五日に大乘院に参殿し、奏楽している。ちなみに、一月一〇日の年頭の御楽始には、

大乘院殿へ御楽始ニ参殿ス。内之御殿ニ而待合ス。次第有テ各相残御楽初ル。目錄 平調々子、萬歳楽、三台急「友連、近繁、葛雅」、春楊柳「友連、光亨、葛永」、陪臚残楽「若様、近繁、葛元」 慶徳「若様、光

亭、予」。

篳近章、琵琶 御、渡邊薩摩介、鞆鼓光尚、太鼓葛永、筚友連、篳近繁、光亨、笛葛雅、葛元、予。

右相濟雜煮頂戴ス。暫有テ御酒数献。肴五種。御料□
一□三升頂戴ス。夫ヨリ光尚、友連、予、光亨、御前
へ被召、御酒頂戴シ楽六、七曲吹。亥半刻退出ス。外
衆ハ先刻退出也。 (「原文割り書き、傍線寺内補

とある。葛房の他、東友連、久保光尚、久保光亨、窪近繁、窪近章、芝葛永、芝葛元、芝葛雅が参殿した。大門様自ら琵琶を弾いている(傍線部)。葛房日記、天保五(一八三四)年三月八日条によれば、隆範大僧正は、葛房の祖父・葛宗(二七三五〜一七九六)の笛の門弟で「御器用」であったという。「若様」は別の箇所では「知君」としても登場し、大門様の附弟と思われる。知君は笙を演奏した(たとえば、文政二二年三月二十七日条)。このような楽会は、だいたい酒と食事が振る舞われた。

一乗院での合奏記録もある。たとえば、天保五(一八三四)年六月七日条によると、葛房と葛雅は、夕飯の後参殿し、一乗院と直に対面、〈平調音取〉〈萬歳楽〉〈甘州〉〈春楊柳〉〈林哥〉〈長慶子〉を皆で合奏した。一乗院の宮が自ら笛を吹き、太鼓は葛雅、篳篥は近繁、葛房と千鳥筑後守(春日若宮神主、葛房の笛の門弟)が笛を吹いた。この時の

「一乗院宮」は伏見宮貞敬親王の王子・尊常(一八一八〜一八三六)と思われる。尊常の次の一門様は、伏見宮邦家親王の王子・尊応(一八二四〜一八九二)である。尊応は、嘉永五年(一八五二)年に京都粟田口の青蓮院門跡となり、名を尊融と改める。⁽²²⁾在京・東儀文均の日記には「青蓮院宮」として盛んに登場する。尊応(尊融)は雅楽を大変好み、楽会をよく催して自ら演奏したほか、楽人に楽譜を撰述させた。

一方、山村御殿円照寺は、皇女が住持となる尼門跡寺院である。江戸初期、後水尾天皇の皇女・文智女王の時開かれ(寛永一八〇一〜一六四二年)、もとは京都の修学院離宮の地であったが、修学院離宮の造営に伴い奈良の八島町に移転、さらに、その近くの現在地(奈良市山町)に移転した。奈良市中から南へ五、六キロの場所である。

葛房日記に出てくる、一九世紀前半の山村御殿・円照寺宮は、有栖川宮織仁親王の娘で、光格天皇養子となり、円照寺に入った大機文成尼(一七八七〜一八四六)と思われる。この宮も楽を好まれたようで、弘化三(一八四六)年六月二二日に亡くなるまで、年に数回、楽人を召して、楽会を催している。次のように、自ら、箏を演奏している記録もある。

弘化元(一八四四)年一月九日条

平調音取

三台急〔章遠 近繁 予 太鼓葛高〕

春楊柳〔神子島式部維翰 光亨 荒木主計勝愛 太

鼓 予〕

合歡塩〔維翰 近繁 乾采女経政 太 葛忠〕

越天楽〔残り楽三反〕〔章遠 近繁 葛忠 太 高〕

林哥〔維翰 光亨 葛高 太 予〕

陪臚〔章遠 泰岩 太 高〕

慶徳〔章遠 近繁 予〕

箏 御 葛雅 〔助音笛 春田隼人有常〕

（傍線、寺内補）

右の合奏は一管通りに、宮の御所作の箏と楽人による太鼓を加えたものである。宮に仕える神子島式部維翰、乾采女経政、荒木主計勝愛、春田隼人有常らも楽道に入門し、神子島は箏、荒木、乾、春田の三人は笛を演奏した。また、宮に仕える泰岩という尼僧も笛を演奏した。

また、同年五月二四日の楽会では、〔平調音取〕〔萬歳楽〕〔三台急〕〔林哥〕〔倍臚〕〔長慶子〕などが演奏されたが、日光宮から寄贈された太鼓の「御打始」として、宮自身で〔三台急〕、〔林哥〕などの太鼓を打っている。章遠、近繁、葛房、葛雅、光亨、葛忠が参上し、やはり、神子島、乾、荒木、春田、泰岩尼が助音した。

葛房ら楽人は御前で演奏するほか、稽古もする。正月の挨拶などの折は日帰りで帰宅するが、奏楽の折は、酒、御飯などが振る舞われ、多くの場合、一泊して帰宅した。

⑤その他の寺社における恒例、臨時の出張奏楽

春日大社、氷室神社、東大寺などの他、市内、あるいは、近郊の寺社からの儀式における奏楽依頼は多かった。恒例だったのは、光明皇后を開基とする尼寺・法華寺の六月七日のお会式奏楽である。法華寺には太鼓が無かったため、毎年、当日早朝に人足二名が氷室神社の一藪所に出向き、氷室の太鼓を法華寺まで運んで法会の附楽に用いた。弘化元（一八四四）年六月七日条によれば、附楽は「如例六曲」で、箏、篳篥、笛、太鼓各一名の小編成だった。

その他、臨時の奏楽として、奈良市中の寺院では、崇徳寺（大豆山町）、常徳寺（北向町）、蓮長寺（油阪町）、法徳寺（十輪院町）、称名寺（菖蒲池町）、興善寺（十輪院畑町）などの演奏例がある。

また、やや遠く、宿泊を伴う旅程のものは、法隆寺（斑鳩町法隆寺）、高山村の阿弥陀寺（生駒市高山町）、郡山の圓融寺（大和郡山市矢田町通）、郡山高田口の実相寺（大和郡山市矢田町通）、木津枝村の西教寺（木津川市木津雲村）、木津天神社（現・岡田国神社か、木津川市木津大谷）、内山永久寺

(天理市袖之内町、麿寺)、檀原の法然寺(檀原市南浦町)などの出張奏楽例が見える。

これらの奏楽は、恒例というよりは特別な遠忌などの臨時の依頼が多い。蓮長寺の「日蓮大菩薩五百五十遠忌」(文政一三年閏三月二日)や、法徳寺の「聖徳大師遠忌」(天保二年四月二三日)、内山永久寺の「弘法大師一千年忌御法」(天保五年二月二日)は、それぞれの宗派の節目に当たたる年の大きな法会の奏楽だったことがわかる。

⑥南都楽家の行事〜春日講

南都楽人が春日大社を深く信仰していたのは前述の通りだが、楽人たちは、毎月春日講という行事を催し、奏楽を行っていた。春日講は月ごとに「頭役」を決め、だいたい頭役の自宅において催した。南都楽家の行事なので、在京南都方の楽人も頭役になるが、実質的には在南の楽人が中心となって行われた。月ごとに調子を選び数曲演奏した。演奏の後には、簡単な昼食もしくは夕食が振る舞われた(二汁一菜、酒肴三種程度)。しかし、大小様々な行事の合間を縫って春日講を毎月催すのは難しかったようで、比較的行事が少ない時期を選んで、まとめて執行することが多かった。たとえば、天保五(一八三四)年の葛房日記には、冒頭に「春日講頭役之次第 正「奉行光尚」 二「無守恩

近満」三「窪家近義」四「乾」五「西京行言」六「芝家葛房」七「奥家好古」八「辻家則是」九「喜多是狼」十「中章遠」十一「上家近興」十二「東友連」とあるものの、実際の該当月に執行されたのは正月のみで、その他は一月と二月にまとめて執行された。しかもこの年は諸行事の経費を儉約すべき状況だったようで、葛房日記には、「春日講一ケ度二付、南籾一斤と有之トテモ八匁二而ハ難出来候故、当年之処ハ兩度分一席二経営二作旨、事定ス」(二月一四日条)とある。つまり、規定の経費では足りないため、節約して二回分を一回にまとめて行うことにしたのである。実際の執行状況は、

一月一七日 芝葛房亭 六月分(黄鐘調)と八月分(盤渉調)

同一八日 芝葛元亭 一月分(太食調)と七月分(菖越調)

一二月二日 窪近兄亭 三月分(平調)と二月分(双調)

同三日 喜多是狼亭 五月分と九月分(葛房所労欠席)

同四日 中章遠亭 四月分(太食調)と一〇月分(一越調)

と、年末に集中している。春日講のような行事では、南都

在住で、日頃からもつとも交流頻度が高い楽人連中が寄り合っていたことが確認できる。

二、在京天王寺方楽人の音楽活動の場

——東儀文均の日記から——

在京天王寺方の文均の普段の演奏活動は基本的に在京楽人と行う。在京楽人には京都方だけでなく在京南都方、在京天王寺方である。ただし、葛房の場合と同様、奏楽を行う行事には規模の点でいくつかのレベルがあり、それによって参集する楽人の人数と種類が異なる。文均日記から知られる年中行事は細かく見ると年代によって異なるが、おおよそ、①大規模な宮中行事、②三方及第の練習と本番、③四天王寺聖霊会、④堂上公家の私邸における楽会、⑤京都周辺の寺社の恒例、臨時の奏楽、⑥太秦氏関係の行事などに分けられる。

①大規模な宮中行事

元日節会、踏歌節会、正月一九日頃の舞御覧などでは、すでに葛房日記で紹介した通り、南都や天王寺在住の楽人も上京し、三方の楽人が揃って宮中で盛大に舞楽を披露する。大規模な宮中行事に準ずるものとして賀茂祭、北野臨

時祭、祇園臨時祭など、京都近郊の神社の行事がある。朝廷から勅使と東遊の舞人、陪従（伴奏者）、勅楽の楽人が派遣される。これらは平安時代に生まれた行事であるが、応仁の乱ころから中断し、幕末に公武合体の機運にのって再興されたものが多い。⁽²⁵⁾

②三方及第

すでに述べた通り、楽人の技量認定のための試験で、三年ごとに開かれる。文均は、天保一五（一八四四）年、三四歳の時受験し、中芸札一六枚（満票）を獲得してただちに合格し、中芸に昇進、次の弘化四（一八四七）年の及第では、上芸札一枚を獲得して昇進した。

③堂上公家の私邸における楽会

四辻家、菊亭家、裏辻家の楽会や西園寺妙音天講、などがあつた。これは、南都における大乘院での楽会などに相当するものだが、このうち特に四辻家は、楽人の活動を統括する上司に当たる存在「楽奉行」であつたため、この楽会に出席することは名誉であると同時に、京都の楽壇で地位を築くためには不可欠な行為であつたと推測される。たとえば、文均日記、弘化二（一八四五）年二月一五日条には、次のようにある。

午剋四辻殿御会始参殿

平調々子 萬歳楽 皇覺急 合歡塩〔残楽三反〕 林

哥 王昭君

箏 豊岡三位殿 正親町中将殿 四辻中将殿 四辻侍

従殿 葉室侍従殿

笙 〔残楽〕林廣範 辻近信 辻則賢 〔音頭〕蘭廣

光 多久住

篳篥 〔残楽〕安倍季隨 窪近俊 〔音頭〕多忠惟 予

〔東儀文均〕

笛 〔音頭〕辻高挙 上近興 東儀如壽 多忠誠

〔残楽〕多忠壽

鞆鼓 安倍季良 太鼓 多好古 鉦鼓 安倍季光

右では、三方を問わず京都在住の樂人が参加している。

堂上公家邸の樂会は、四辻などの堂上公家数名が主に絃樂器を、地下樂人は三方合わせて十数名出仕し、管樂器、打樂器を演奏する。絃樂器に花を持たせる「残楽」もしばしば演奏された。

妙音天講は、西園寺家で行われる妙音天（音楽の神とされる）を祀る催しで、法楽として奏樂を奉納する。地下樂人は三方を問わず在京のものの数名が参加し、助演する。

④ 四天王寺聖靈会

聖靈会は二月二日に大坂四天王寺で行われる聖徳太子の遺徳を偲ぶ法要である。平安時代の舞樂四箇法要の形式をよく残す法会として知られている。⁽²⁶⁾舞樂四箇法要とは、唄、散華、梵音、錫杖の四種類の声明の合間に数々の舞樂を上演する法要の形式を指す。太秦氏は、聖徳太子に仕えたとされる秦河勝を先祖にいたくことから、太子や河勝に縁の寺社を篤く信仰している。聖靈会は天王寺方一方で行われ、在京の者は泊りがけで大坂まで下って参加する。

京都から下坂する場合は、伏見で川船に乗船、淀川を下り、道頓堀で下船する。道頓堀東端から四天王寺までは約二キロの道のりである。文均日記によれば、天保一五（一八四四）年の時は、文均は一九日に、林廣濟、林廣就、林廣金（廣守）、林廣範、東儀季誕、東儀季熙、蘭廣篤、東儀文靜ら在京天王寺方の樂人と同船して大坂に下った。戊刻、「天王寺みこ町」の寿福院（現・天王寺区上本町九丁目）に文靜とともに到着、宿泊している。二〇日には、四天王寺に参詣し、樂人仲間に挨拶廻り、二二日は習礼（公式練習）、二二日に聖靈会で演奏、演舞している。四天王寺には雅樂館という建物があり、そこが樂人の参集場所になっていた。この年の演目と配役は次の通りである（）は

文均と同船して下坂した在京楽人、——はその他の在京楽人。

御幸 「頭」岡昌但 「権」東儀俊壽 藺廣光 藺廣

篤 東儀彭清 東儀俊鷹 岡昌億 岡昌好

「太二」東儀俊里

「頭」林廣澹 「権」林廣胖 林廣就 林廣賢

東儀文均 東儀文秀 大神景典 岡倫秀

振鉾 岡昌但 林廣澹

蘇利古 林廣治 東儀文秀 林廣輔 東儀文靜 林廣

金

迦陵頻 岡昌福

胡蝶 林廣金

一曲 同人(岡昌福 林廣金)

藺廣篤 東儀俊里 岡昌好 「太二」東儀俊

鷹

林廣賢 東儀文靜 岡倫秀 「太二」東儀文

均

萬歳楽 俊壽 昌但 廣光 廣名 昌福 季熙

延喜楽 林廣澹 林廣胖 藺廣名 東儀文秀 東儀文

桃李花 東儀俊鷹 東儀彭清 岡倫秀 藺廣篤 岡昌

福 東儀俊里

登天楽 林廣就 林廣賢 東儀文秀 林廣輔 東儀文

靜 林廣金

入調

安摩 東儀彭清 岡倫秀

太平楽 藺廣邑 東儀彭清 東儀俊鷹 岡昌好

白濱 喜春楽 岡昌好 藺廣邑 東儀俊里 東儀俊鷹

白濱 林廣就 林廣賢 林廣輔 東儀文靜

陵王 藺廣名

納曾利 「童舞」 林廣金

甘州 藺廣邑 岡昌億 岡倫秀 東儀俊鷹 岡昌福

東儀季熙

林歌 林廣治 林廣賢 東儀文秀 東儀文靜

還城楽 「童舞」 東儀季熙

拔頭 藺廣名

蘇莫者 藺廣篤 「音頭 岡昌好」

八仙 林廣範 林廣就 林廣賢 東儀文秀

賀殿 東儀彭清 東儀俊壽 東儀俊里 藺廣篤

地久 林廣範 林廣就 東儀文秀 東儀文靜

陪廬 岡昌好 東儀文均 藺廣篤 林廣輔

獅子 岡倫秀 「三鼓」林廣澹 「太二」林廣賢

席

聖霊会冒頭の「御幸」とは、聖徳太子の御霊と仏舍利を神輿に乗せて六時堂までお連れする行道の部分で、楽人も歩きながら奏樂する。続いて舞台上を浄める〈振鉦〉があり、〈蘇利古〉から〈胡蝶〉までは供物を捧げる「供養法要部」である。〈一曲〉から〈登天樂〉までは四箇法要部と呼ばれる部分である。〈一曲〉は僧侶が散華を唱える間に行う大行道で奏される楽曲で、楽人も二列になって、奏樂しながら行道する。行列の先頭の楽人は、それぞれ鶏婁鼓と一鼓を持つ。ここでは、〈迦陵頻〉と〈胡蝶〉を舞った岡昌福と林廣金が鶏婁鼓と一鼓を持ったのではないかと思われる。〈安摩〉以下は、「入調」と呼ばれる、法要の主要部が終了した後の法楽の部分で、多彩な舞樂が演じられる。

⑤ 京都周辺の寺社の恒例、臨時の奏樂

依頼があり、日時の都合がつけば請け負う奏樂である。半ば恒例化しているものに、毎年一月下旬の本願寺の速夜法要や一月の因幡堂の高倉院尊儀があった。三方を問わず、在京楽人五〜一〇名程度が出張し、奏樂を行った。その他、臨時のものとして、梶井宮鎮守稻荷社の奏樂や、花

園妙心寺の花園天皇の忌日法要の奏樂、吉田神社千返樂など多様な奏樂例が文均日記には見える。

⑥ 太秦氏関係の行事

先に述べた、四天王寺聖霊会が最も盛大なものだが、それ以外に、京都太秦の廣隆寺も天王寺楽人に関係の深い寺だった。文均日記には、雅樂を伴う廣隆寺の行事として、二月三日の天花講、三月一二日の法会、八月二日の舍利会などが見える。ただし、これらに参加するのは、もっぱら在京の天王寺方楽人であった。ほとんどは奏樂のみだが、三月一二日の法会には稀に舞樂が演じられることもある。舞樂の場合は二〇人程度参加している。その他、天王寺方の小規模な行事としては、太子講（毎月二日）、天花講（毎月三日）などがある。これは在京の天王寺方楽人が持ち回りで自宅を会場に提供し、管絃を五曲程度奉納する催しである。南都の春日講に類するものである。しかし、こちらも南都の春日講と同様、毎月、定日に施行するのは難しく、行われない月も散見される。

三、樂壇という観点から

以上、葛房と文均の日記から、一九世紀前半の奈良と京都の行事の種類と参加楽人を考察した。これを樂壇という

観点からまとめてみよう。

まず、父祖の地・南都在住の芝葛房の場合、状況は比較的単純で、上京して行う①大規模な宮中行事と②三方及第は、三方の楽人合同で演奏する。それ以外の南都での行事、③氷室神社、春日神社等における恒例行事、④門跡の楽会、⑤その他の出張奏楽、⑥南都楽家の春日講等は、すべて南都方だけで行う。このうち、③は在京＋在南の南都方一方で、④⑤⑥は、日頃から顔を会わせる、もともと親密な在

表2 演奏の場と楽人の顔ぶれ比較表

| | 演奏の場 | 楽人の顔ぶれ |
|------------------|-------------|-----------|
| 葛房 在南 南都方 | ①宮中行事 | 三方 |
| | ②三方及第 | 三方 |
| | ③南都大寺社行事 | 在京＋在南南都方 |
| | ④門跡楽会 | 在南南都方 |
| | ⑤その他寺社の依頼奏楽 | 在南南都方 |
| | ⑥春日講 | 在南南都方 |
| 文均 在京 天王寺方 | ①宮中行事 | 三方 |
| | ②三方及第 | 三方 |
| | ③聖霊会 | 在京＋在天天王寺方 |
| | ④堂上楽会 | 在京三方 |
| | ⑤その他寺社の依頼奏楽 | 在京三方 |
| | ⑥太子講 | 在京天王寺方 |

南の楽人連中での奏楽となる(表2の太枠で囲った部分)。

在京天王寺方の東儀文均の場合、①大規模な宮中行事と②三方及第を三方合同で演奏するのは葛房の場合と同じだが、逆に、天王寺一方だけで演奏するのは、

③の聖霊会、⑥太子講のみである(表2の太枠で囲った部分)。それ以外は常に三方の楽人が混合した合奏形態である。そう考えると、文均の場合、天王寺の遠い親戚よりも、日頃から顔を会わせる機会が多い在京楽人(京方、南都方、天王寺方を問わず)の方が、「音楽的に」親密であったと推測される。

つまり、三方楽人の伝承の系統を考える場合、従来の、京都、南都、天王寺という単純な三方の区別ではなく、きりきりしない、行事の規模と参加者による複数の「楽壇」を想定する必要があるのである。たとえば文均の場合、在京天王寺方のみ(⑥)、在京＋在天天王寺方(③)、在京三方(④⑤)、三方全体(①②)という四種類の異なる演奏機会に参加していた。それぞれの場では、儀式の規模、目的、参加者の顔ぶれによって、その脈絡で通用する音楽的コンセンサスが成立していた想像される。文均は異なるいくつかの楽壇を横断しながら、それぞれの場の音楽的コンセンサスを、使い分け、実践していたのではないだろうか。しかし、音楽伝承の問題をさらに複雑にしているのが、三方を越えた子弟、養子関係である。

四、家を越えた子弟関係、養子縁組

楽人たちは、一緒に合奏するだけでなく、家を越えて師

弟関係を結ぶことも多かつた。次の事件は、家の継承と芸の継承は実質的に異なる次元の問題であつたことを端的に示している。文均日記、弘化元（二八四四）年五月九日条と、葛房日記、同年五月一日条には、豊原胖秋の「改流」騒動が記されている。⁽²⁸⁾

京都方の笙の楽人・豊原胖秋（一八一六～一八六〇）は代々南都方の辻家門弟であつたが、兄・豊原陽秋（二八一二～一八四八）の門弟になるため、辻家に対し、自分を破門するようお願い出た。辻則是（二七八九～一八四五）は胖秋に借金があつたため、金銭と引き換えに独断でこれを許可した。ところが、兄・陽秋が「改流」の件を樂奉行の四辻中将殿に届け出たところ、樂奉行を通さない勝手な振舞として四辻殿の怒りに触れ、陽秋らは御樂始や当年の三方及第出入を禁止されてしまった。陽秋、胖秋兄弟の実の父、京都市方筆篳篥奏者・安倍季随（一七七七～一八五四）も四辻殿に参上して説明したが、ますます四辻殿を怒らせてしまった。後日、四辻家から三方それぞれに今回の「改流」について可否の問い合わせがあり、異議は出ず、結局この件は承認された。

ここからわかることは、まず、豊原陽秋も胖秋も安倍家出身の養子で、さらに、胖秋はこの年まで、南都方の辻則是に笙を師事していたという事実である。この時期、豊原

家にはもう一人・徳秋（一八一九～一八四五）という楽人も出仕していたが、やはり養子であつた（多忠得三男）。さらに『地下家伝』等で彼らの父、祖父をたどると、いずれも二、三代前もすべて他家からの養子で相続されている。つまり養子によって「笙の家」を存続させ、伝承自体はその当時活躍している他家の演奏家から習得するという状態が数代にわたつて続いていたのである。そう考えると、胖秋の「改流」は、芸術上のスタイルの変更を意味するのではなく、「形式上」陽秋の伝承を継いだ（ということにする）ことに意味があるのである。胖秋は後に兄・陽秋のあとを襲つて豊原本家を継いだが、芸の上でも「豊原流」であるという名目を作るために、この「改流」は必要だったのである。芸の相伝や上演には、権利とそれに伴う経済収入が付帯する。⁽³⁰⁾ 経済的既得権益を手放さないためにも、「家」を存続する必要があつたのである。

東儀文均の家族も複雑である。まず、文均自身が養子である。文均は南都方楽人の芝葛起（一七七〇～一八一七）の三男として、芝家の分家・寛葛家に生まれた。葛永と葛元という兄がいたため、在京天王寺方の本家、東儀文暉（一七七七～一八四三）の養子となった。しかし『地下家伝』では、文均は在京天王寺方の分家・文信（一八〇一～一八一七）の継嗣となつている。ただし、二人目の養父・文信は早く

に没しているので、文均の文信家相続もあくまで形式上のことであった。文均は文政二（一八二八）年以前にすでに最初の養父・文暉のもとに養子に行っている⁽³¹⁾ので、筆筈の技は文暉から習得した可能性が大きい⁽³²⁾が、人によつては、かなり長じてから養家に入ることもある。逆に、養子に行つた後も実家で親と同居する例もある。文均には三人の息子がおり、それぞれ東儀、芝、久保という異なる家を継いだ⁽³³⁾が、実際には三人は文均邸に同居していた。文均は息子たちの「家」に合わせて細やかな配慮で教育を受けさせている。

長男・文言（一八四七年生）は、文均の跡継として筆筈と右舞を相伝した。文均日記によると、文言は嘉永七（一八五四）年、八歳の時に在京天王寺方の東儀如雄（頼玄）から右舞の手ほどきを受け、正月一九日の宮中「舞御覽」で「納曽利」の童舞を舞つた。翌年、〈越天楽〉⁽³⁴⁾残楽の筆筈を稽古で吹き、文均に連れられて大花講、太子講など天王寺方の諸行事に参加している。安政三（一八五六）年正月一九日の宮中舞御覽で〈貴徳〉、二月二日の四天王寺聖霊会では〈胡蝶〉を舞つた。安政四年、一歳の時、正六位下右兵衛少尉に補され（一月二五日条）、以後、一人前の楽人として宮中諸行事や諸寺社の奏楽、舞楽に参加していく。一八六〇年には元服し、天王寺楽人の組合に加入

（二月二三日条）、一八六一年には四辻家の堂上楽会への加入も認められた（四月一四日条）。

一方、次男・直温（一八五〇年生）は、生まれたその年に文均の希望により文均亡兄・葛元を継いで南都芝寛葛家を再興した。ただし、直温は芝家の養子になつた後も京都の文均邸に同居した。芝家の専門は笛と左舞、東遊の舞で、いずれも南都方の楽人から技を習得する必要がある。直温は、まず安政五（一八五八）年九歳の時に在京南都方の辻高節から舞楽〈迦陵頻〉を習つた（九月一六日条）。翌年には、上京した芝本家の葛房から龍笛の中小曲を伝授されている。この年十一月、直温は文均に伴われて南都に下向し、二六日の若宮おん祭で東遊を舞つた。また、おん祭のあと、芝葛房から〈抜頭〉と〈還城楽〉の舞曲も相伝した（十一月二三〜二八日条）。直温はふだん京都で在京南都方の辻家、上家、奥家での稽古によく参加しているが、芝家は南都在住なので、このように芝家の人が上京した折、もしくは、直温らが南都下向した際に、芝家の伝承を習得したのである。直温は一八六〇年一月二日に正六位下右近衛将曹に叙せられた。

三男・文眞（一八五七年生）は、一八六二年、六歳の時に、在京天王寺方の東儀如雄の手ほどきで笛を稽古し始めたが（五月一九日条）、一八六三年に南都方の筆筈奏者・久保光

亭に請われて養子となり、光利と改名した(二月四日条)⁽³³⁾。しかし、光利がまだ年少であったので、養父・光亨は、光利を十五六才までは文均の下に預け置き、その間、久保家の箏築譜なども渡すので、稽古しておいて欲しい、と申し出た。一八六五年、光利が一〇歳の時、光亨から譜面などが文均邸に送られて来た(一〇月一日条)。光利は、一八六六年一歳の時、正六位下上総介に任じられた。

このように、京都の文均邸は、一家の中で天王寺流の箏築と右舞(文均、文言)、南都流の笛(直温)、南都流の箏築(光利)、南都流の左舞、東遊(直温、光利)と、系統が異なる複数の技芸の伝承者が同居していたのである。そして、同様のことは他の多くの楽家でも起こっていたのである。

五、おわりに代えて―複数の脈絡とアイデンティティ

音楽は瞬時に消え去る時間芸術である。その過去の姿を辛うじて検証できるのが楽譜である。以前筆者は、江戸時代の龍笛と箏築の楽譜を分析し、稽古時に唱える「唱歌」の音節には複数の異なる流派があり、そのいくつかは特定の楽家の伝承であることを確認した⁽³⁴⁾。唱歌は家の中で親子(師と弟子)が一对一で稽古をする時に使用されるものである。従って、最も色濃く家の流儀が表れる伝承形態の

一つと考えられる。ただし、江戸時代の養子の出入りの実態を見ると、ある家の伝承は、実際には複数の家の出身者が知り得たと考えるのが妥当である。

唱歌に対して、実際の合奏は複数の家が合同で行う行為であり、何らかの音楽上の妥協の上に成り立つ。そして、その妥協の結果の音楽的スタイルは、残念ながら口頭伝承であるため残らないものの、奏楽機会や顔ぶれによって異なると想定される。つまり、家の伝承よりある意味で上位のレベルとして通用する合奏の場の流儀があり、それは機会と参加者によって様々な種類があり得るのである。

このような複雑な伝承実態の説明に有効なのは、家ではなく楽人個人の立場に立った、「唯一」ではなく「複数の」重層的なアイデンティティの存在と、脈絡による流儀の使い分けという視点であろう。たとえば、文均は、天王寺方の一家を継いでいるというアイデンティティとともに、在京楽人のいくつかの楽壇に所属し、次男の芝家相続のための熱心な運動など見ると、明らかに南都方の実家に誇りを持っていた。文均はまた楽譜も多く残したが、同じ楽曲の譜に異なる唱歌の説が書かれていることがある⁽³⁵⁾。つまり、文均は、異なる流儀を知りうる立場にあり、脈絡に会わせて使い分けていたと考えられるのである。そう考えると、江戸時代の楽人は、血統の上でも、芸の系譜の上でも複数

のアイデンティティを保ちつつ、活動の空間という点ではさらに細かい複数の脈絡を横断しながら、しなやかに、そしてしたたかに生き抜いてきたと言えるのではないだろうか。

注

- (1) 多数の分家がある場合などは、これらの専門に当てはまらない例も多い。たとえば、中世以降の多氏などは、管楽器にも進出した。
- (2) 伯氏のうち芝家は江戸時代初期に藤原姓を賜る。
- (3) 楽家の系図、家の専門については、『地下家伝』（復刻『日本古典全集』現代思潮社、一九七八）や平出久雄『日本雅楽相承系譜』『音楽事典』（一九五七）（『日本音楽大事典』東京、平凡社、一九八九に再録）、など参照。
- (4) 京都方楽人安倍季尚撰『楽家録』（一六九〇）（復刻『日本古典全集』現代思潮社、一九七七）によれば、正親町天皇（一五一七～一五九三）の時に、天王寺から藺廣遠（笙）、林廣康（笙）、東儀兼行（安倍季兼と改名）（箏）、東儀兼秋（箏）、岡昌忠（笛）、後陽成天皇（一五七一一～一六一七）の頃に、南都から辻近弘（笙）、上近直（笛）、窪近定（箏）が京都に招かれた。中世末の楽壇再編について、詳しくは南谷美保「安土桃山時代の雅楽楽人について」『四天王寺国際仏教大学院短期大学部紀要』三〇、一～二〇（一九九〇）、寺内直子「東儀兼頼撰『籥笛吹艶之事』と江戸時代初期の籥笛の系統」『国際文化学研究』三四・一～四三（二〇一〇）等を参照。

- (5) たとえば、笙は豊原（京都）、辻（南都）、藺、林（天王寺）、笛は山井（京都）、上（南都）、岡（天王寺）、箏は安倍（京都）、窪（南都）、東儀（天王寺）などの楽家が混ざって演奏した。
- (6) 窪（久保）家は在南と在京に分かれた。
- (7) 南都右方人の大神氏と寺侍の玉手氏は南都在住のまま。前掲注（4）、寺内二〇一〇参照。
- (8) 芝本家で代々書き継がれて来た日記集。天理図書館蔵。葛房日記は、葛房一五歳の文政一〇（一八二七）年から、息子・葛鎮に日記の記述を譲る安政六（一八五九）年まで。
- (9) 「楽所日記」という書名で国会図書館蔵。天保一五（一八四四）年、文均三四歳の年から明治五年まで。
- (10) 在京東儀家には兼康家（本家）、本家の分かれ兼護家、兼護家の分かれ兼富家の三家があった。文信、文均は兼富家の末。
- (11) 日記から、京都の今出川衣棚通付近（畠山町）に長らく住んでいたことがわかる。
- (12) 本家以外に、一七世紀に本家から分かれた葛福（但葛）家、一八世紀に分かれた葛清家、さらに葛福家から一八世紀に分かれた寛葛家があった。
- (13) 芝家の日記から、一族はだいたい奈良市中、御所馬場町近辺に居住していたことがわかる。
- (14) 通常、日記の原文には楽人の名字は記されていない。引用資料中名字のあるものは寺内による補（以下同様）。
- (15) 三方及第については、西山松之助「家元の研究」吉川弘文館（一九八二）第四章第一節「雅楽の家元制度」で言
- (16)

及されている他、南谷美保「江戸時代の三方楽所楽人と三方及第」『楽所日記』に基づく「考察」『四天王寺国際仏教大学紀要』二九／三七・一～二〇（一九九六）などがわかりやすい。

(17) ただし予算が足りない場合、昇進しても芸料の支給が延期されることがあった。

(18) 同様に太鼓も、国福が左舞、国寧が右舞を分担したと思われる。

(19) 葛房日記に記されているのは雅楽関係の演目のみ。

(20) 伯近真撰、一二三三年。『古代中世藝術論』岩波書店（一九七三）所収。

(21) 葛房日記の複数年の記述を総合すると、近興は、上本家として伎楽の笛の伝承、上演権と、附楽の楽人差配の楽頭職の権利を保有していたと考えられる。

(22) 幕末に活発に政治活動を行い、獅子王院、中川宮、賀陽宮など多くの宮号を経て、明治維新後、いったん伏見宮家に復籍した後、久邇宮家を創設した。

(23) 興善寺は、在南楽人の墓がある菩提寺。

(24) 天保五年日記の文末に「南鐮一斤代 銀八匁」とある。

(25) 慶応元年（一八六五）年に再興された祇園臨時祭の様子は拙稿「慶応元年再興祇園臨時祭ドキュメント」芸能に焦点を当てて『日本文化論年報』一五・一六～四三（二〇一一）参照。

(26) 現在は新暦の四月二二日に執行。四天王寺聖霊会については小野功龍「雅楽と法会」『日本の古典芸能2 雅楽』平凡社（一九七〇）二四一～二五五頁、小野功龍「仏教と雅楽」宝蔵館（二〇一三）、南谷美保「四天王寺聖霊

会の舞楽」東方出版（二〇〇八）などを参照。

(27) 京都方大神家の景典、景繁の名が見えるのは、景典の六代前から数代にわたり、天王寺方の岡家、林家から養子を迎えて家を継いだ縁かもしれない。

(28) この「事件」の詳細は拙稿「江戸時代の「楽家」と音楽伝承のアイデンティティ」龍笛と箏楽の唱歌を中心に『国際文化学研究』三七・四四～九四（二〇一一）参照。

(29) 葛房日記、弘化元年の楽人官位表による。

(30) 詳しくは前掲、西山松之助『家元の研究』など参照。

(31) 葛房日記、文政一一（一八二八）年九月一七日条に「文均義、先年東儀文暉方へ被参候所、此節初而下向二付入来也」とある。

(32) 実是在京南都方、辻近敦六男。

(33) 実是在京南都方、辻近敦二男。

(34) 注（4）中、寺内二〇一〇。

(35) 注（28）中、寺内二〇一一。

（神戸大学大学院教授）